JACA

2013 JANUARY Vol. **6**

JAPAN ASSOCIATION FOR COLLEGE ACCREDITATION

NEWS LETTER

一般財団法人 短期大学基準協会

CONTENTS

- ●基準協会の動き
- 論説 第2評価期間の第三者評価について 一対比の観点の有用性一
- ●協会から 短期大学基準協会への期待と抱負

基準協会の動き

平成 24 年度

第三者評価

●平成 24 年度第三者評価委員会分科会が開催 されました

平成24年度の第三者評価は、138名の評価員、33の評価チームにより評価校の書面調査(7月~8月)及び訪問調査(9月~10月)を行い、各評価チームが担当評価校についてまとめた基準別評価票が11月5日(月)までに提出されました。

第三者評価委員会(関根秀和委員長)では、 11月19日(月)・20日(火)に第三者評価委員会全体会議・分科会Iを開催し、はじめに機関別評価原案の作成について説明、協議を行った後、評価委員会委員及び今回の分科会のために委嘱した分科会委員(評価員を経験した方)は、9分科会に分かれてヒアリングに臨みました。各分科会では、3~4校の評価校を担当し



(平成 24 年度第三者評価委員会分科会 I のヒアリングの様子)



(平成24年度第三者評価委員会全体会議の様子)

て、平成 24 年度評価に当たったチーム責任者から当該評価校の概要についてのヒアリングと基準別評価についての質疑応答を行った後、ヒアリングした情報を踏まえて機関別評価原案の作成に取りかかりました。

さらに、12月4日(火)・5日(水)に第三 者評価員会分科会IIを開催し、問題点等の協議 を行い、機関別評価原案を確定しました。

●機関別評価案を内示しました

第三者評価委員会では、12月13日(木)に 分科会委員も加わった第三者評価委員会・拡大 会議を開催し、分科会で作成された機関別評価 原案を基に機関別評価案(内示案)を作成する 作業を行いました。

12月20日(木)の理事会において機関別評価案(内示案)が報告・承認され、翌21日(金)に平成24年度評価校へ内示しました。評価校

は、内示された機関別評価案の記載内容に事実 誤認等がある場合は異議の申し立てを行うこと ができます。

調査研究

●短大生調査 2012 年 (JJCSS2012) が実施 されました

本協会の調査研究委員会(舘昭委員長)では、 近年の大学評価におけるアウトカム評価重視の 動向を受けて、短期大学における学習効果測 定の開発として平成20年度から「短大生調査 (JJCSS)」を実施してきました。平成24年度は、 これまでの調査結果を踏まえて設定したバー ジョンの「短大生調査2012年(JJCSS2012)」 を実施し、その結果を分析することで、今後の 研究開発のための基礎データを得ることを目的 に、調査に参加する短期大学を募集した結果、 29 校が調査に参加することになりました。調査は、12 月中旬頃までに調査参加校で実施され、調査票が回収されました。調査結果については、平成25年2月に調査参加校に個別の結果(データ)が提供され、全体の結果は平成25年10月頃に報告書等の形態で公表の予定です。

組織

●各種委員会の次期委員候補者へ委員委嘱を行いました

本協会の第三者評価審査委員会及び広報委員会の委員については、平成25年3月31日をもって2年間の任期が満了するため、12月20日に開催された理事会において、次期委員候補者が承認され、後日、候補者へ委員就任についての確認の後、委嘱を行うこととしています。

論説

第2評価期間の第三者評価について 一対比の観点の有用性—

一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価委員会 委員 **平 野 幸 治**(上智大学短期大学部 教授)

はじめに

本協会の第三者評価(認証評価)は、平成24年4月に第2評価期間を迎えました。改定された「短期大学評価基準」に基づいて、平成24年度評価校33校の評価が行われています。第三者評価の実施に当たって、各評価員は、7月に開催された評価員研修会で評価に関する説明や手順の研修を受けた後で、所属する評価

チームに分かれて打ち合わせを行いました。そして、評価校から送られてきた自己点検・評価報告書について書面調査 (7~8月)を実施し、評価チームとして訪問調査 (9~10月)を終え、基準別評価票を提出しました。11月に行われた第三者評価委員会分科会では、チーム責任者へのヒアリング調査が行われた後、機関別評価案が作成及び確定され、当該年度の第三者評価

活動の終盤を迎えています。

私自身も2回、評価員として書面調査と訪 問調査をさせていただいた経験や、本協会の第 三者評価委員会委員として各短期大学の独自の 取り組みや展開の事例報告を知る機会をいただ き、短期大学の向上充実に「短期大学評価基準」 がどのように生かせるのか、「短期大学評価基 準」が今後の高等教育の施策とどのように結び つくのかを考える機会を幸いにも多様に得て参 りました。第三者評価委員会では短期大学教育 に対する各委員の真摯で積極的な姿勢と責任に 触れ、また、分科会では評価チームの責任者の 報告をお聞きする機会に接し、短期大学教育に 係わるものとして、それぞれの地域でそれぞれ の立場でご活躍なさっている「ピア」の存在を 知り、それぞれのご苦労と努力に共感を深める と同時に励ましや希望を得て、本協会の第三者 評価に係わることの意義と喜びを再認識した次 第であります。本稿では、これまでの知見を生 かし、「第2評価期間の第三者評価」の方向性 について「対比」という方法を手がかりに私見 を述べたいと思います。

1 第2評価期間の第三者評価について

本協会の「短期大学評価基準」は、第2評価期間では10の評価領域から4基準に改定されました。改定された「短期大学評価基準」では「学習成果」、「査定(アセスメント)」、「PDCAサイクル」、「ガバナンス」という文言が使われています。文言すべてに言及する訳にはいきませんが、それらの言葉が意味するもの(語義や定義)と使い方(語法や文脈)から第三者評価の方向性を考えてみます。

2 evaluation ∠ assessment

小見出しに挙げた英単語の訳語は両者とも「評価」ですが、その使い方は「(完結型の) 評価」の前者と「(開かれた、あるいは今後展開

される活動のために用いる)評価」を意味する 査定(アセスメント)とに対比されます。訳語 は同じでも、その使い方や文脈を対比すること によって差異が際立つことがあります。言い換 えれば、訳語に差異を付けて違いを際立たせる よりも、使い方や語法から差異を読み解く方が 容易であり、時として誤った解釈に至らないこ とが外国語の学習から学べる一つの利点といえ るでしょう。

「(今後展開される活動のために用いる)評価」が「査定(アセスメント)」の意味するものと考えられます。そのような意味で本協会の「短期大学評価基準」のなかで度々使われています。特に「基準 I 建学の精神と教育の効果」や「基準 II 教育課程と学生支援」の中では「点検・評価する査定(アセスメント)の手法」とか「教育の効果を改善するための査定(アセスメント)には、事実の評価、到達目標設定、資源配分、実施、再評価という継続的で系統的な PDCA サイクルを用いなければならない」とあります。

「査定(アセスメント)」という文言の使用は「学習成果」と密接な結びつきを有していて、「査定(アセスメント)」することによって新たな「学習成果」の獲得に向かう「継続的で系統的な PDCA サイクル」の構築と個々の短期大学の特性とに深く関与している表れだからであります。assessment が示唆する意味と考えられます。

3 analytic ∠ holistic

新たに改定された「短期大学評価基準」は、4 基準、12 テーマ、29 区分から構成されています。一般的に点検・評価活動は、その性質上「分析的」になりがちです。「短期大学評価基準の構造」でも「4 基準(I \sim IV)の下には必要に応じてテーマ(A \sim C)を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分(1 \sim 5)として表した」と、そ

の基本設計を「4基準という大きなくくり」から下部構造へと説明しています。

それゆえ実際の点検・評価活動を行う場にお いて、私たちの姿勢が「分析的」になってしま うのは当然のことと思われます。改めて「短期 大学評価基準の構造」を読んでみますと、「短 期大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点 検・評価ができるように配慮している」と趣旨 が示されています。「短期大学は関連ある事柄 を有機的に自己点検・評価して記述する」とも 書かれています。「体系的」や「有機的」とい う文言の背後にある考え方は「包括的・全体的」 という姿勢と考えられます。分析的になるあま りに学科別や部署別に細分化し「体系的」や「有 機的」という観点を見失うと、往々にして「二 者択一」の議論に陥ります。「二者択一」の議 論に陥ることなく、本協会の第三者評価で強調 される「対話」を通して「二者共生」の観点や 枠組みを維持するための仕組みや知恵を出し合 うことが肝要と思われます。

4 extrinsic motivation \succeq intrinsic motivation

本協会の改定された「短期大学評価基準」の 趣旨で、「各短期大学が自らの教育研究活動の 継続的な質の保証を図ること」と「多様性を確 保するための礎となるもの」として自己点検・ 評価の目的を述べています。各短期大学の使命 として「学生や地域の幅広いニーズにこたえ、 地域文化を継承していく存在」としています。 さらに趣旨の結びに「短期大学の自己点検・評 価は第三者評価の基礎」であること、「その促 進は、評価機関の責任の一部である」こと、そ して「短期大学評価基準は、短期大学の改革・ 改善への刺激あるいは支援となることを企図し て策定」と明言しています。ここで言う「刺激」 とは英語の incentive、つまり「誘因」または「行 動を引き起こす外界の動機付け」と考えられま す。

本協会の第三者評価に関する文書には度々 「評価文化の醸成」という文言が使われていま す。「醸成」とは「ある状態や状況を徐々につ くりだすこと」と辞書に記されています。法制 化によって義務化することは、十分に「外在的 動機付け (extrinsic motivation)」となりうる ことと思われます。実際、自己点検・評価や第 三者評価(認証評価)も法制化されました。機 関として、自己点検・評価の活動や第三者評価 を受けるための活動の根拠が法制化によって明 確に規定されました。それゆえ自己点検・評価 の活動は「外在的動機付け」によって当然のこ ととなり得たことは確かです。一般的に「外在 的動機付け」は、到達できれば終了という一過 性や形式化という形しか残さない場合がありま す。自己点検・評価活動がどれだけ、あるいは どの程度まで機関の構成員に根付くかという点 を考え「評価文化の醸成」を図るためには、如 何に「内在的動機付け (intrinsic motivation)」 を育むかということが肝要と思われます。

5 moral & morale

「例外のない規則はない」と言われます。裏 を返せば、例外の存在を前提とし認めるが故に、 規則は規則であって、法則ではないということ になると思われます。同時に規則は、いつでも どこでも誰に対しても同じであるという性質 (「普遍妥当性」と言います) を維持するために 命令や強制という形で規範が機能します。明文 化された決まりも明文化されていないが習慣的 に守られている決まりも規範と言えます。規範 は英語の norm で、abnormal はその派生語です。 英語の語源は、ラテン語で「大工の定規」を意 味する norma です。規範が価値判断および評 価を表すのは語源的に文字通りということにな ります。公共の場においては規範意識のズレは モラル (倫理) の問題へと発展します。規範は、 そのモデルに従う行為を善として判断します。

10 の評価領域だった第 1 評価期間から 4 基準に改定された第 2 評価期間への移行の持つ意味がここで考えられます。各短期大学の自己点検・評価活動において規範意識を構築していくことは大切です。このことは「ガバナンス」と深く結びついています。また、第三者評価においても、評価する側と評価される側の両者の「短期大学評価基準」の順守とその規範意識の継承が重要であり、この継承の仕組みの構築が第 2 評価期間の重要な課題の一つと言えます。

終 わりに

本協会の第2評価期間の第三者評価は、スタートしたばかりです。第1評価期間の経験や成果と反省を踏まえ、また、昨今の高等教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、「短期大学評価基準」は新たに改定されました。各短期大学の自己点検・評価活動が、議論として出て

くる問題に引っ張られ「議論のための議論」という陥穽(かんせい)にはまることなく、本協会の第三者評価の主眼に置いている「対話」という方法に立ち、また、教育か研究かという「二者択一」の議論から「教育を充実するための研究」といった「二者共生」の工夫や仕組みの構築へと方向として現実的に対応し、更に「短期大学評価基準」を踏まえた自己点検・評価により、構成員の規範意識の確立と共有によって、モラル(倫理)とモラール(士気)が呼応して組織の強化が図られることを願います。

さらに、本協会の第三者評価によって、各短期大学が有している特長や日常的な取り組みの新たな発見や再確認により発信力が高められ、結果として短期大学の高等教育に果たす役割が強化され多様性が損なわれず維持できることを切に願います。



協会から

短期大学基準協会への期待と抱負

一般財団法人短期大学基準協会 理事 長崎短期大学 学長

安 部 恵美子

第2評価期間を迎えた短期大学基準協会(以下、本協会と記す)の新評価基準の要諦は「学習成果の査定」です。

さて、今般の中央教育審議会答申(平成24年8月28日「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて〜生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ〜」)において、「能動的学修(アクティブ・ラーニング)による主

体的な学びを促す」ことと、「学修時間の実質的増加・確保」が強調されていますが、それらを実現するためにも、体系的な教育課程を編成(P)し、教員同士の役割分担と連携による組織的な教育を実施(D)して、アセスメント・テストや学生調査による学習成果の確認や教員の教育活動や教育課程に対する評価(C)を行った後に、更なる改善(A)を行うというサイク

ルを確立することが肝要です。

本協会の新基準による自己点検・評価活動 は、このサイクルの定着と学習成果に関する多 面的な測定を目的としており、それは、各短期 大学の教育の改革・改善を促進するものである と思います。本学も、本年度に本協会の第三者 評価を受けておりますが、学習成果を査定する 量的・質的な各種データの集約・整理・分析に 教職協働で取り組むプロセスの中で、学生一人 ひとりの顔の見える小さな短期大学であって も、学習成果を測定するための客観的なエビデ ンス・データの集積が必要であることを実感し ました。自己点検・評価によって明らかになっ た本学の課題は「学修ポートフォリオ」の構築 であり、答申が求めるアクティブ・ラーニング の学習成果や実質的な学修時間等の検証を加味 した「学修ポートフォリオ」の充実に取り組ん でいくことになりました。

ところで、本答申では、短期大学士課程について「高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしている」が、「知識基盤社会、成熟社会の中でその機能をどのように再構築すべきかなど、その在り方を検討する」と記されています。高等教育政策の中心課題である大学の機能分化の中で、①幅広い職業人養成、②総合的教養教育、③地域の生涯学習機会の拠点、④社会的貢献(『短期大学教育の再構築を目指して一新時

代の短期大学の役割と機能ー』平成21年日本私立短期大学協会)の四つと定義される短期大学の機関機能を高めるには、学士課程(大学)で行われている改革を安易に追随することではなく、2年間という短期の教育期間と学生の学習経験や志向に基づく、短期大学ならではの教育方法を開発・実践し、その学習成果を社会のステークホルダーへ積極的に広報して評価を受ける覚悟が必要です。大学とも専門学校とも異なる短期大学の機関機能は、短期高等教育で育成する「社会の良質な中堅人材」を求める社会との対話によって強化されるものであると思います。

本協会の選択的評価基準には「教養教育の取り組み」「職業教育の取り組み」「地域貢献の取り組み」がありますが、自短期大学の特色や個性を鮮明にする、この3基準の達成状況については、ステークホルダーとの積極的な対話を通した評価を行うことが特に重要だと考えています。



編集後記

暑くて長い夏のあと、短い秋を経て、寒い冬になりました。1月14日は爆弾低気圧が暴れて、東京では8cmの大雪(気象庁調べ)となりました。数年に1度は8cm以上の降雪があるのですが、雪国では話題にならない雪に東京の交通は負けます。

今年度の第三者評価は、年末には評価校に内示が行われ、評価校からの異議や意見の申し立てを受けて対応し、3月には評価結果が評価校に通知されます。今号は、第三者評価の意義について、第三者評価委員の論説と、協会理事の抱負を掲載しています。皆さまのご理解とご支援で、協会の活動が発展していくことを願っています。 (PHM)

編集・発行

一般財団法人 短期大学基準協会 広報委員会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11 第2星光ビル6階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail: jimukyoku@jaca.or.jp URL: //www.jaca.or.jp/